

## 【参考資料1】一人親方に関するこれまでの取組

## 建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進する

規制逃れを目的とした  
一人親方化防止対策

技能者に対する処遇改善の推進、法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境を阻害する動きを無くすことを目的に対策を検討する。

法令による対応  
(サンクション・ペナルティ)

雇用契約の締結  
社会保険への加入

一人親方の処遇  
改善対策等

一人親方として適正に事業を行っている事業主の保護や、排除しない、育成していくことを目的に対策を検討する。

法令による対応

適正取引の推進

政策による対応  
(プロの育成)

専門性の向上  
適切な請負代金の確保

# 建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

## 規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
  - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
  - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
  - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
  - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
  - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
  - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

## 一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
  - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
  - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
  - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
  - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
  - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
  - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
  - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
  - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

## 今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
  - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
  - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業者に対する各種サービスの検討
  - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 一人親方検討会の中間取りまとめをふまえて、R4.4.1に、業界として目指す一人親方の基本的な姿を記載するとともに、チェックリストの活用をはじめとした、一人親方の働き方の実態の確認等を一人親方および建設企業に要請

## 建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主

- 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、**職長クラス(建設キャリアアップシステムのレベル3相当)**の能力を有すること等
- 責任とは、**建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守**することや、**適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力**があること等

## ガイドラインにおける一人親方に関する取組

### 【一人親方に求める取組】

- ・働き方自己診断チェックリストで自身の働き方を確認する。
- ・事業者として建設業法を遵守し、取引の適正化、**必要経費を適切に反映した請負代金の確保**に努める。

### 【下請企業に求める取組】

- ・雇用する労働者を適切な社会保険に加入させる。
- ・チェックリストで働き方を確認するとともに、**記入したチェックリスト・一人親方との関係を記載した再下請負通知書および請負契約書を元請企業に提出**する。

### 【元請企業に求める取組】

- ・下請企業から提出されたチェックリスト・再下請負通知書および請負契約書を確認し、**請負契約書の内容の適切性**を確認する。
- ・**「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」**に該当する一人親方は、ひとまず**雇用契約へ誘導**し、下請企業に社会保険の加入等を促す。  
再三の指導に応じず改善が見られない場合は、当該下請企業の現場入場を認めない取扱いとする。

実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例

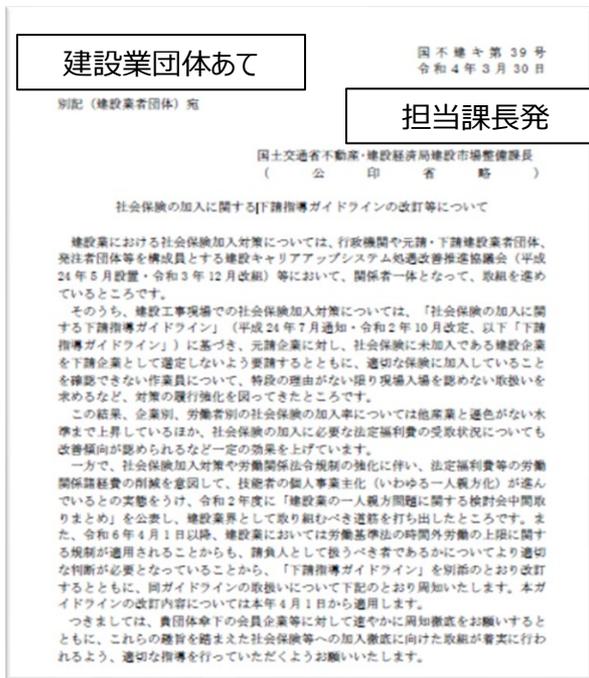
- ① 10代の一人親方
- ② 経験年数3年未満の一人親方
- ③ 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、**雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの**

## 一人親方に関する取組の今後の方針(ガイドライン本文から抜粋)

**令和8年度以降**、働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満(あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満)の技能者が一人親方として扱われている場合など、**「適正でない一人親方」の目安を策定することを目指す**。そのため、**働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について**、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、**令和5年度末に一定の道筋を示す**。

○ ガイドラインを令和4年4月1日に改訂し、一人親方の働き方の適正性を確認するツールである、チェックリストを活用するよう業界団体・発注者団体に周知

⇒ **建設事業者に対し、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正を要請**



【参考】建設業団体あて通知（R4.3.30）

## 【抜粋】

請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっていることから、「下請指導ガイドライン」を別添のとおり改訂するとともに、同ガイドラインの取扱いについて下記のとおり周知いたします。本ガイドラインの改訂内容については本年4月1日から適用します。

つきましては、**貴団体傘下の会員企業等に対して速やかに周知徹底をお願い**するとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進むよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

### 働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の「」に「」印を入れてください。

<b>Point 1 依頼に対する諾否</b>	A <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある
仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	B <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない
<b>Point 2 指揮監督</b>	A <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の数量で決定する
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	B <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
<b>Point 3 拘束性</b>	A <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる
仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている
<b>Point 4 代替性</b>	A <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められている
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	B <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない
<b>Point 5 報酬の労務対償性</b>	A <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い
あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている
<b>Point 6 資機材等の負担</b>	A <input type="checkbox"/> 自分で用意している
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	B <input type="checkbox"/> 会社が用意している
<b>Point 7 報酬の額</b>	A <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である
同様の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？	B <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
<b>Point 8 専属性</b>	A <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる
他社の業務に従事することは可能ですか？	B <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

・働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

- ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
- ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

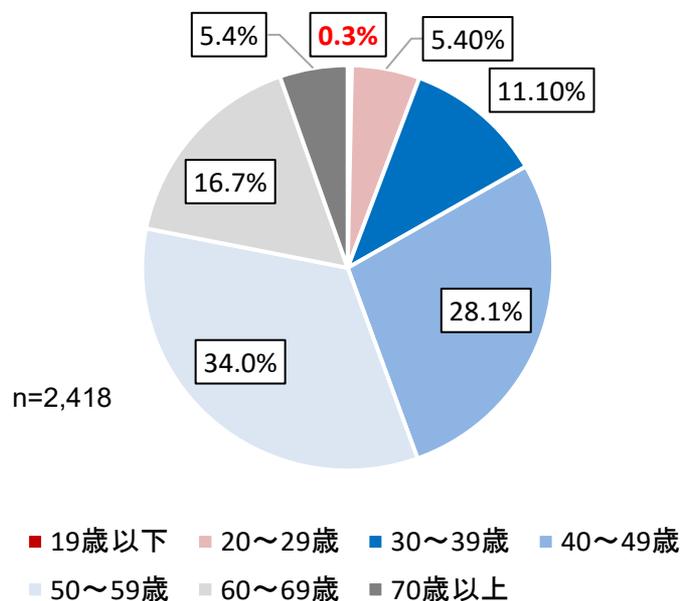
・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

## 【参考資料2】一人親方の働き方に関する調査

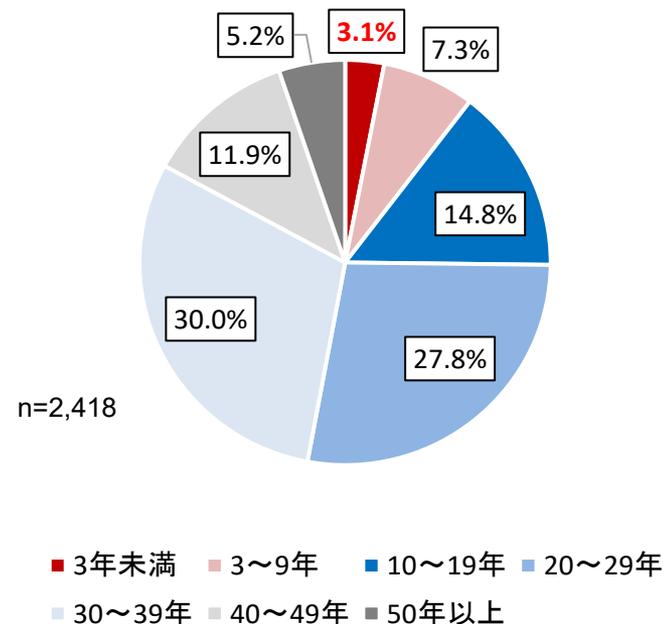
調査対象	建設業の一人親方本人（従業員を雇用していない個人事業主を想定）
調査方法	①CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に対し、構成団体加盟企業から、取引する一人親方への調査協力依頼を要請 ②CCUSに技能者登録する一人親方への調査協力要請
調査期間	令和5年11月14日～令和6年1月18日
回答数	2,418件 ※回答があった3,246件から、従業員を雇用していない個人事業主の回答を抽出

○ ガイドラインで「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」に当てはまる、10代の一人親方の割合は0.3%、経験年数3年未満の一人親方の割合は3.1%

一人親方の年齢構成の割合



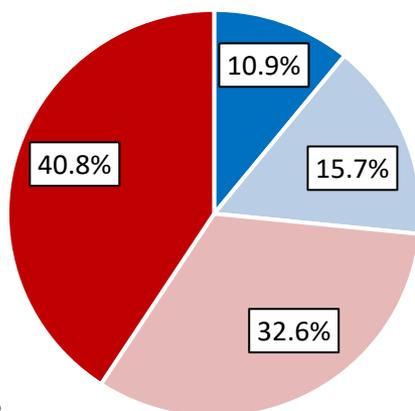
一人親方の経験年数の割合



出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

- 約59%の一人親方がガイドラインがあることを認知しているが、内容まで知っているのは約27%
- 一人親方の働き方の実態を確認する際に活用することを求めているチェックリストの活用状況については、約14%が活用したことがあると回答し、約69%はチェックリストを知らないと回答

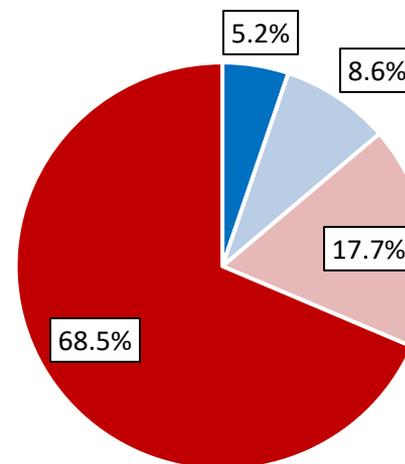
ガイドラインの認知度



n=2,418

- 内容について概ね知っている
- 内容について部分的に知っている
- あることは知っているが、内容は知らない
- あることを知らない

チェックリストの活用・認知状況

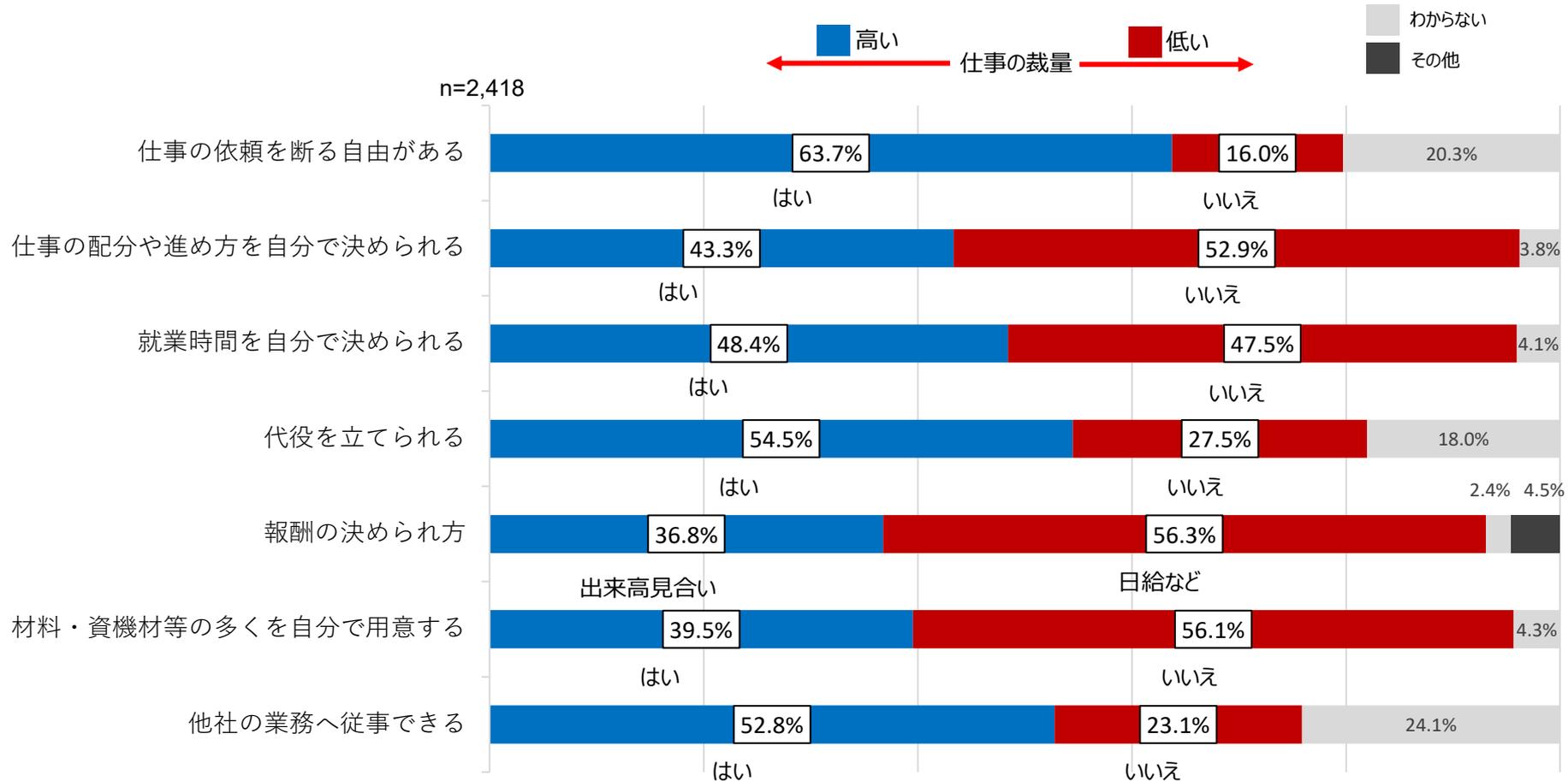


n=2,418

- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か利用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

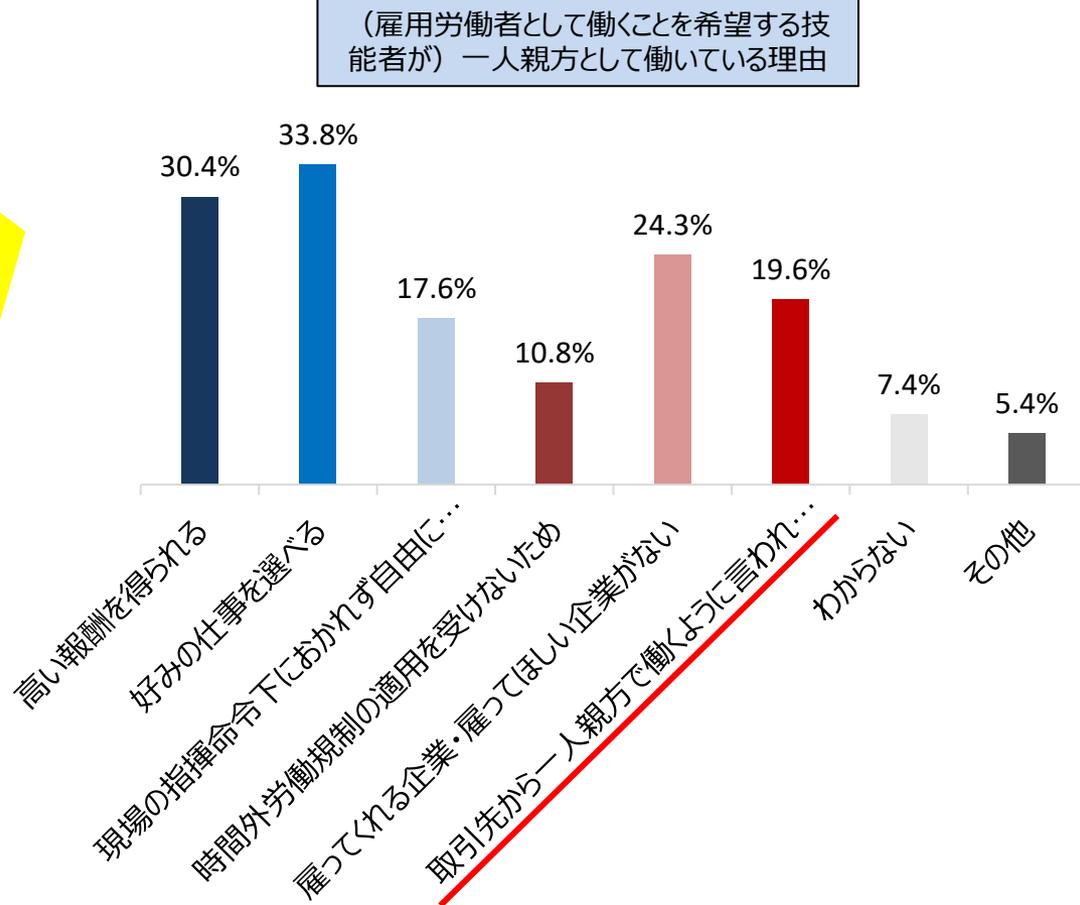
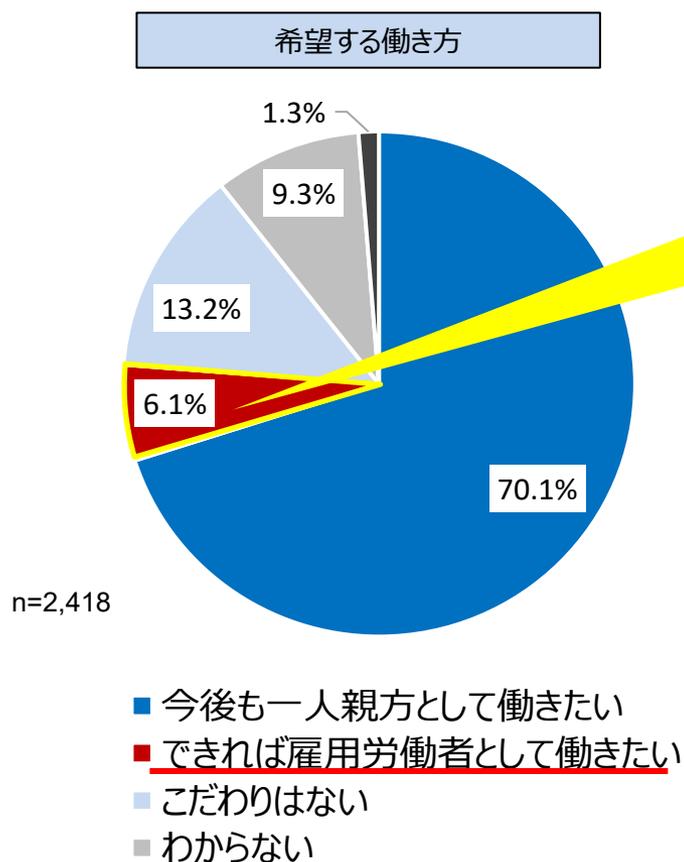
○ 働き方自己診断チェックリストによる確認を行ったところ、仕事の裁量が低い一人親方が一定数確認された。



※ チェックリストの確認項目「同種の雇用労働者と比較した報酬の額」については後掲

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

○ 雇用労働者として働くことを望む一人親方は約6%おり、そのうちの約20%が、一人親方として働く理由について、「取引先から一人親方として働くよう言われているため」と回答



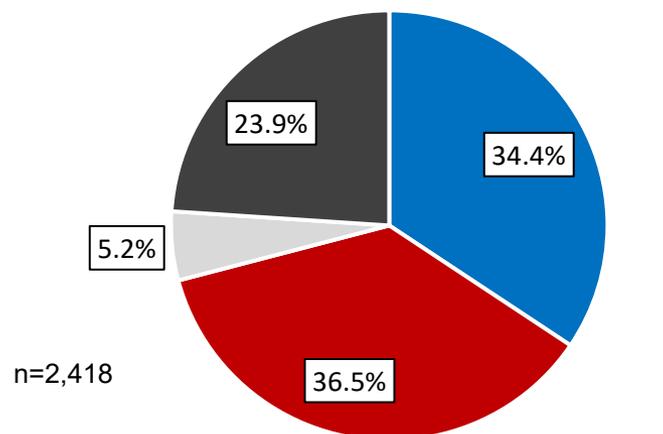
## 【一人親方本人を対象とした調査】

- 雇用労働者と比較して、一人親方には労災保険の特別加入や資機材等の必要経費がかかるが、自身の報酬が、同種の業務に従事する雇用労働者より高額であったとの回答は約34%

## 【建設企業を対象とした調査】

- 一人親方と契約する際に66%の業者が見積書の提出を求めていると回答

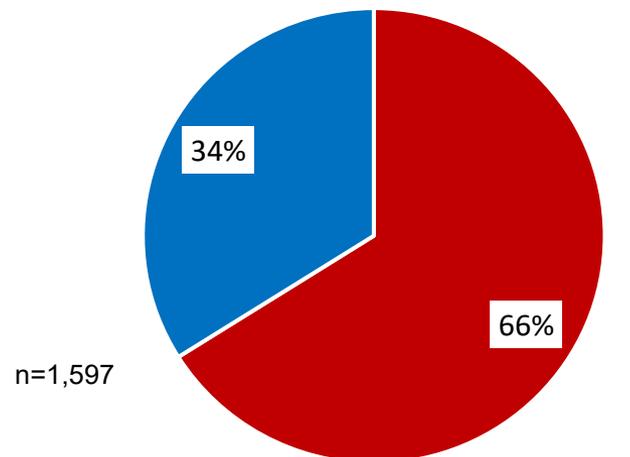
同種の雇用労働者との報酬の比較



- 雇用労働者よりも高額だったと思う
- 雇用労働者と同程度、低額だったと思う
- 雇用労働者がいなかった
- わからない

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

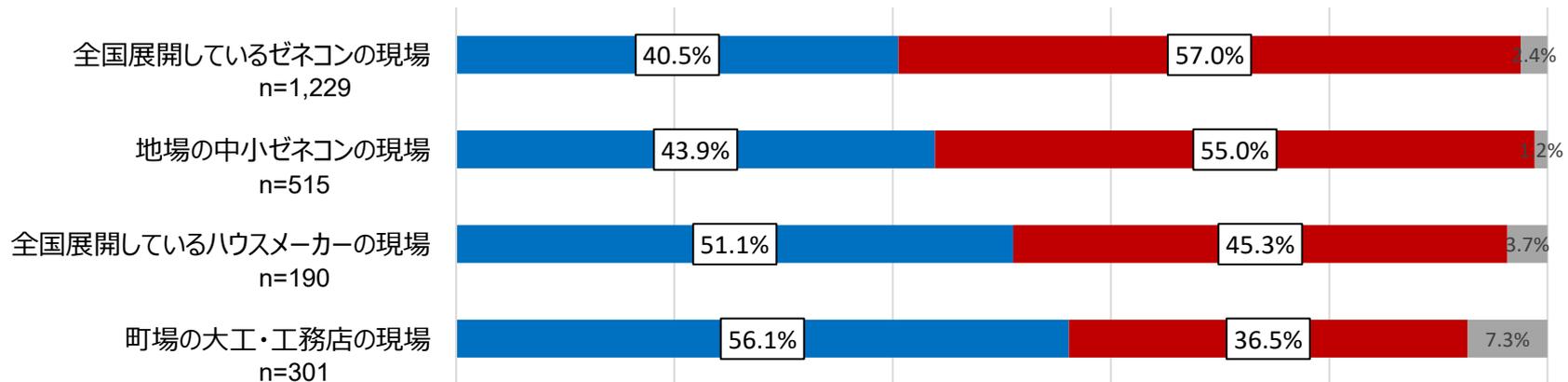
一人親方と契約するときに見積書の提出を求めているか



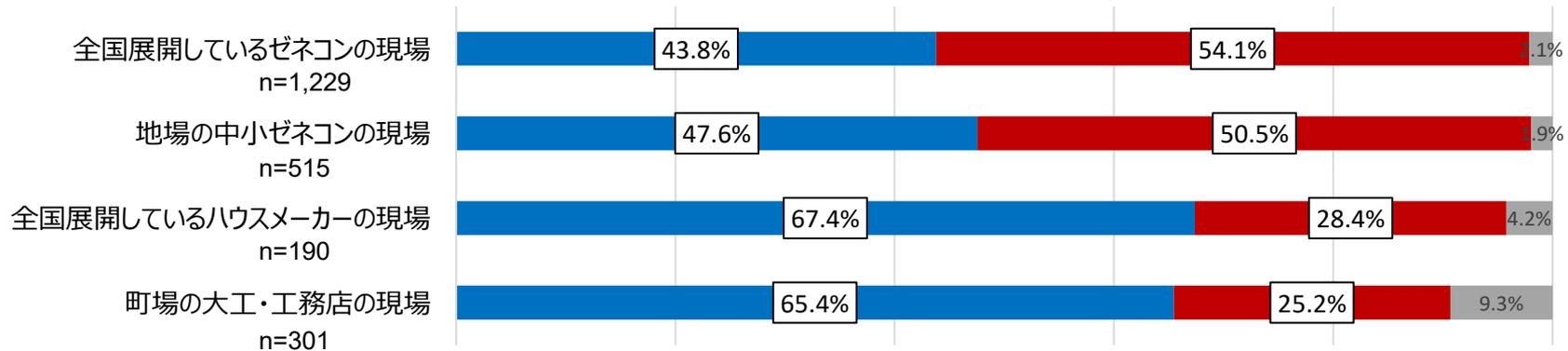
- 見積書の作成・提出は求めている
- 見積書の作成・提出は求めている

出典：社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

## 仕事の配分や進め方を自分で決められる



## 就業時間を自分で決められる



## 報酬の決められ方

出来高見合い

日給など

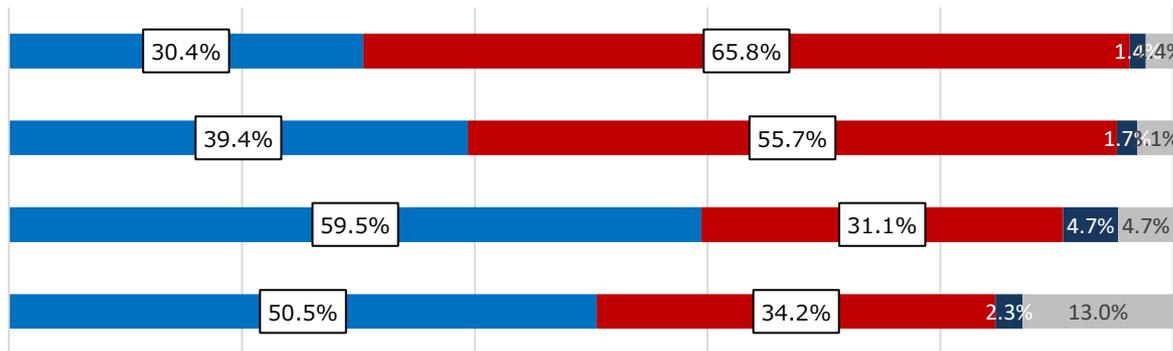
わからない  
その他

全国展開しているゼネコンの現場  
n=1,229

地場の中小ゼネコンの現場  
n=515

全国展開しているハウスメーカーの現場  
n=190

町場の大工・工務店の現場  
n=301



## 同種の雇用労働者との報酬の比較

高額

報酬の額

同額以下

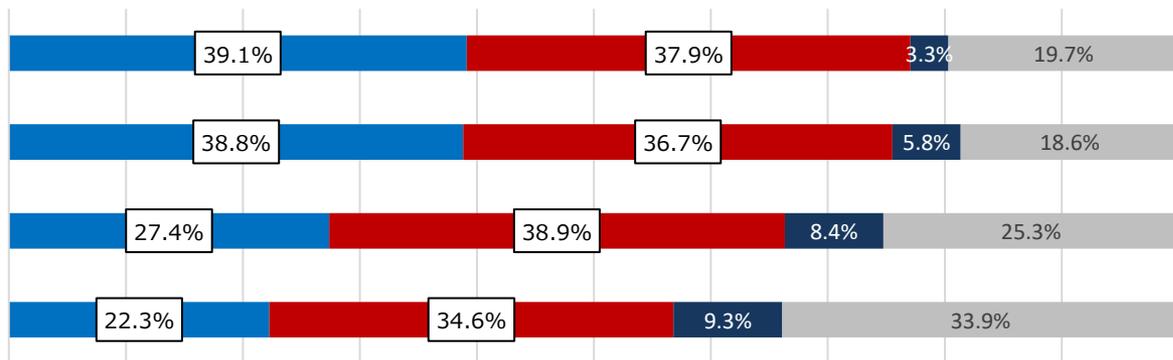
雇用労働者はいなかった  
わからない

全国展開しているゼネコンの現場  
n=1,229

地場の中小ゼネコンの現場  
n=515

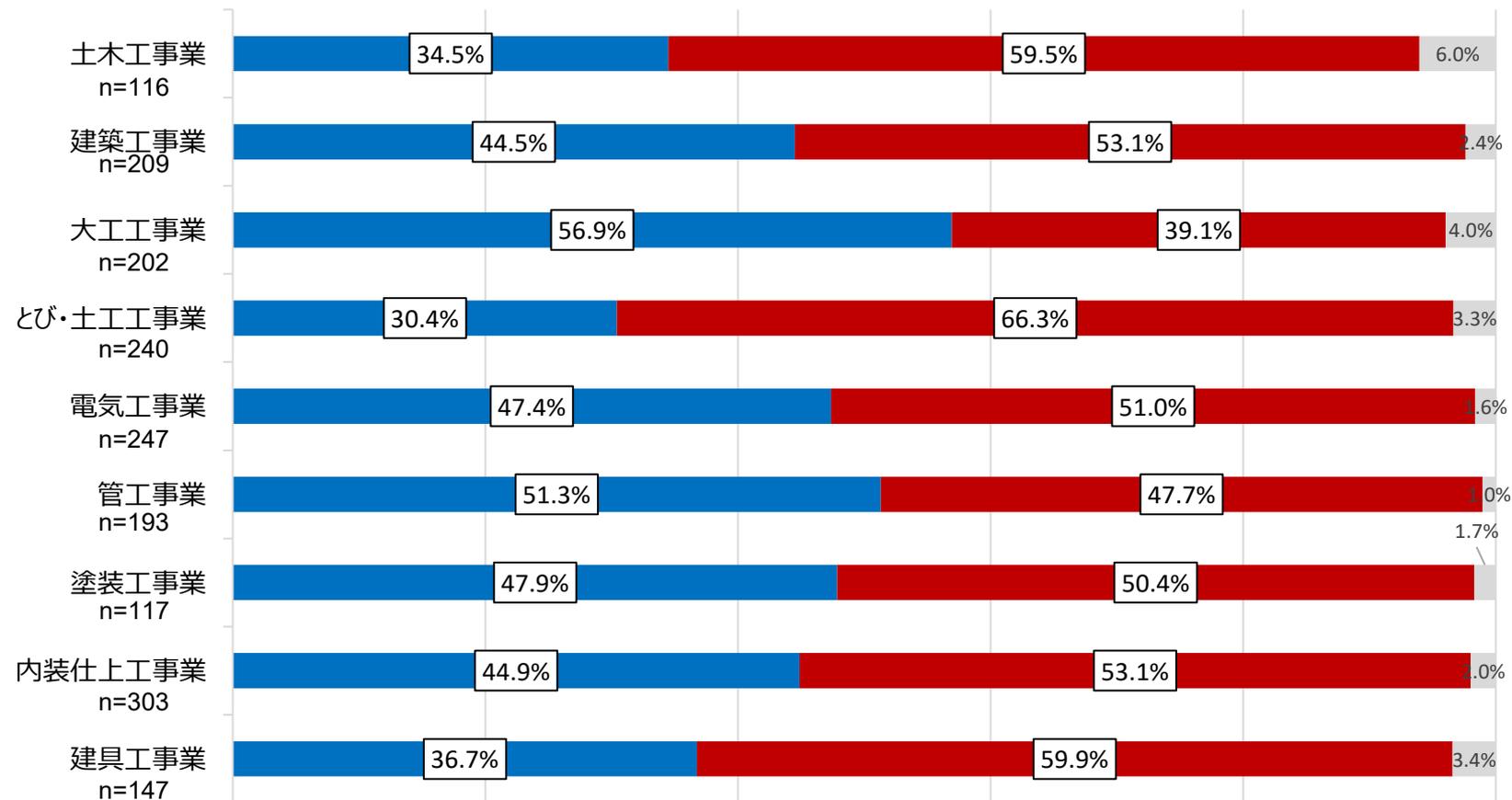
全国展開しているハウスメーカーの現場  
n=190

町場の大工・工務店の現場  
n=301



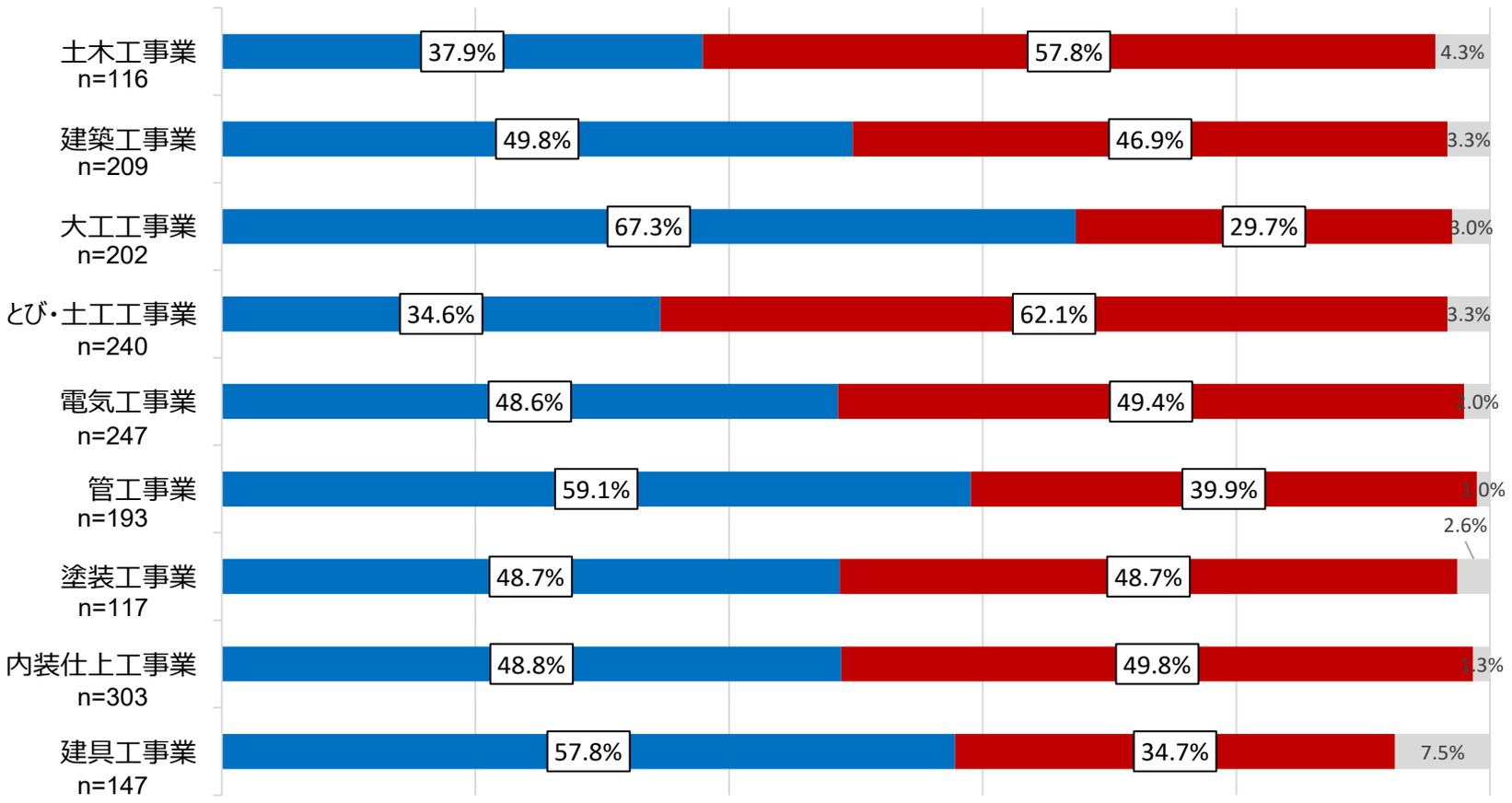
仕事の配分や進め方を自分で決められる

■ 高い      ■ 低い  
← 仕事の裁量 →  
■ わからない



就業時間を自分で決められる

← 高い 仕事の裁量 低い →      わからない

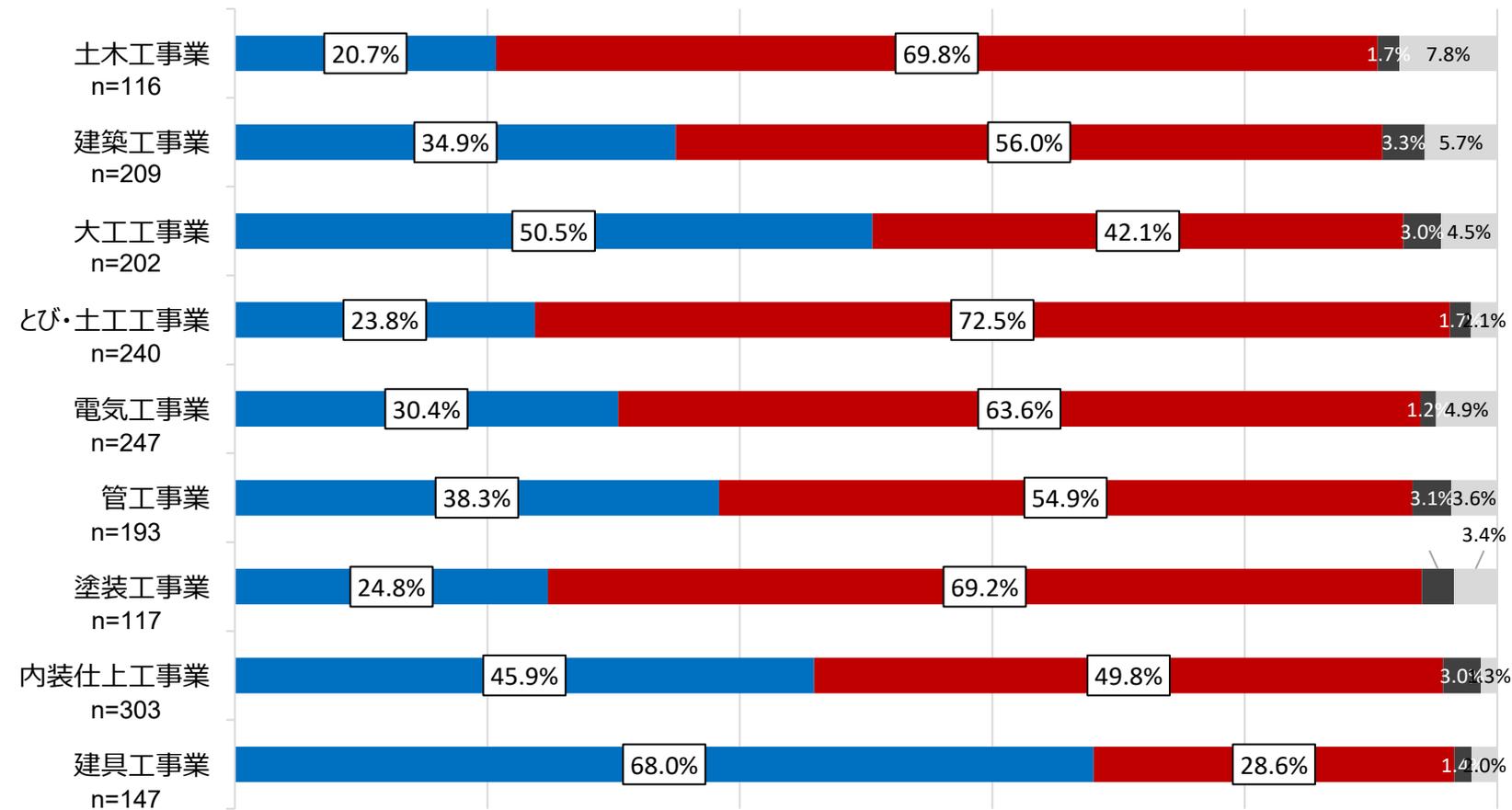


報酬の決められ方

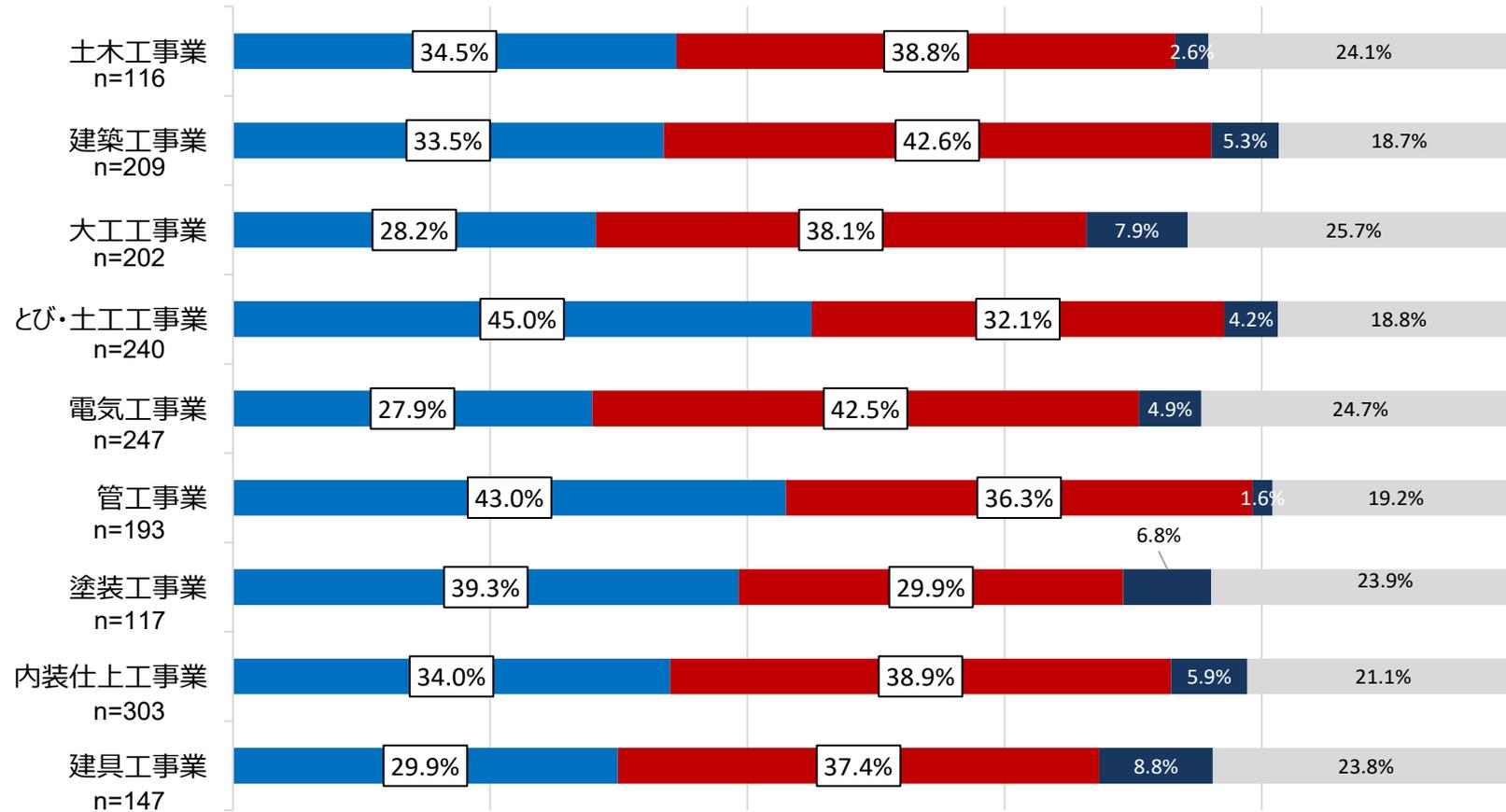
出来高見合い

日給など

わからない  
その他



同種の雇用労働者との報酬の比較



## 電子申請方式のご案内

令和2年10月より電子申請方式が始まりました。電子申請方式とは、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、あらかじめご購入いただいた退職金ポイント（電子掛金）から、就労日数に応じて掛金として充当し、掛金を納付する方式です。

電子申請方式の利用を開始する際は、建退共から発行された電子申請専用サイトの「ログインID」と「初期パスワード」が必要となります。（\*1）

なお、新たに建退共制度にご加入いただいた事業所様につきましては、共済契約者証とともにログインIDと初期パスワードの発行を行います。

### 電子申請専用サイトでできること

#### 電子申請方式による 掛金納付<sup>(\*2)</sup>



電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。



#### オンライン申請

- ・共済手帳の追加申込
- ・共済手帳の再発行
- ・契約者証の再発行



#### 「掛金充当書」<sup>(\*3)</sup>の ダウンロード



#### 建退共からの お知らせの 受け取り

(\*1) 電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードが分からない場合は、専用コールセンターまでお問い合わせください。

(\*2) 電子申請方式による掛金納付には「就労実績報告作成ツール」のダウンロードが必要となります。  
（「就労実績報告作成ツール」は建退共本部のホームページからダウンロードできます。）  
また、建設キャリアアップシステムを活用すると建退共の掛金納付日数の入力が簡略化できます。

(\*3) 元請が電子申請方式による掛金納付を行ったことが確認できます。

電子申請方式について

詳しくは建退共ホームページからご確認ください。



# 電子申請方式について詳しくは 建退共ホームページからご確認ください

## 建退共ホームページより 「電子申請方式について」をクリック

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
略称：建退共（けんたいきょう）

- 制度について
- 電子申請方式について**
- 手続きのご案内
- 退職金試算
- ダウンロード
- 情報公開
- Q & A
- 本部・支部所在地
- 資料等請求方法
- リンク
- 提携サービス
- 建退共加入事業所情報

### 電子申請方式について

- 1.電子申請方式を利用するには**
- 2.電子申請方式関係の各種マニュアル
- 3.電子申請専用サイト（別サイトへリンクします。）
- 4.電子申請専用サイト操作説明動画
- 5.就労実績報告作成ツール**
- 6.就労実績報告作成ツール操作説明動画
- 7.電子申請方式関連のパンフレット
- 8.電子申請・CCUS適用現場標識
- 9.退職金ポイントの購入について
- 10.電子申請専用サイトからできるオンライン申請について
- 11.こんな時はなにをみればよいか
- 12.電子申請専用サイト（体験版）はこちら**

### 「1.電子申請方式を利用するには」

電子申請方式の概要についてはこちらからご確認ください。

### 「5.就労実績報告作成ツール」

電子申請方式による掛金納付の際に必要な「就労実績報告作成ツール」は、こちらからダウンロードができます。

### 「12.電子申請専用サイト(体験版)はこちら」

電子申請専用サイトの体験版がご利用いただけるようになりました。

体験版専用サイト > よくあるご質問 > マニュアル

共有契約者番号：99-999999 共有契約者名：建設工業 株式会社

利用者ID：ABC123  
ニックネーム：建設 太郎 ログアウト

- ホーム
- 就労報告
- 振替管理
- ポイント管理
- 工事
- 本店・事業
- 利用者管理
- 各種申請

### ホーム

#### 就労実績報告の手続き状況

あなたの作業待ち

- 承認待ち 1件 >
- 手続き進行中
- 申請中 1件 >

#### ポイント管理の手続き状況

あなたの作業待ち

- 承認待ち 4件 >
- 手続き進行中
- 申請中 4件 >

#### 建退共からのお知らせ

- 2022/09/01 2022年9月30日は臨時メンテナンスのため、ログイン不可となります。
- 2022/09/01 操作マニュアルが更新されました。
- 2022/05/02 サイトの説明動画が新しくなりました。

#### 電子申請専用サイトからの重要なお知らせ

- 就労実績報告のお知らせ 1件 >

## 電子申請専用サイト(体験版)

電子申請専用サイトの内容を  
体験できます！

※体験版のため、実際の申請は行えません。  
なお、電子申請専用サイトに関する利用料はかかりません。

電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL. 0120-006-175

受付時間：9:00～17:00(平日)